

山梨県公報

第二千八百七十八号

平成三十一年

四月二十二日

月 曜 日

目 次

○救急病院等の認定	一五一
○道路の区域変更	一五一
○道路の供用開始	一五一
○収入証紙売りさばき人の指定	一五一
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	一五二
○収去飼料の試験結果の概要	一五二
○基本測量の終了	一五四
○基本測量の実施	一五四

告 示

山梨県告示第百十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十一年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
山梨県立中央病院	甲府市富士見一丁目一番一号

二 認定期限 平成三十四年三月三十一日

山梨県告示第百十四号

山梨県公報 第二千八百七十八号 平成三十一年四月二十二日

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年五月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高畑谷村停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
都留市下谷字宮の腰二八四五番二地先から 都留市下谷字宮の腰二八四三番一地先まで	九・三 一三・一	九・三 四四・四		二六・七
				二六・七

山梨県告示第百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年五月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路 線 名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	高畑谷村停車場線	都留市下谷字宮の腰二八四五番三 地先から 都留市つる五丁目八二七番一 地先まで	一三五・一	平成三十一年 四月二十 二日

山梨県告示第百十六号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成三十一年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
甲府市相生二丁目 十七番一号甲府市 南庁舎二号館二階	甲府市相生二丁目 十七番一号	甲府市食品衛 生協会 会長 石川治	平成三十一年四月一日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 平成三十一年四月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人憩山会
 - 2 代表者の氏名 天野早百合
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡山中湖村山中千五十二番地の一
 - 4 定款に記載された目的
 - (一) この法人は、高齢化する地域社会で、高齢者を中心とした地域住民に対し、日常生活を送るのに困難な者またはそれらに携わる人たちの生活が円滑に行えることを目的として、短期入所生活介護の場と各種介護サービス利用のマネージメントの場を提供し支援及び介護に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。
 - (二) 障がい児・者に対して、権利擁護及び福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十一年四月十五日から同年五月十五日まで

● 収去飼料の試験結果の概要
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成三十一年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十一年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

栄 養 成 分 に 関 する 検 査

製造事業場所等の 名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	(製造 輸入) 年月	試験結果の概要						備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	
フィード・ワン株式会社名古屋工場 愛知県名古屋港区船見町	クレイン農業協同組合富士茂支店 山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺	フィード・ワンあっぷす17	平成三十一年一月	一七・二	八・二	五・六	五・〇	〇・六六	〇・四九	
清水港飼料株式会社清水工場 静岡県静岡市清水区幸町	同	まるス印乳牛用配合飼料乳配15	同	一五・五	四・一	六・三	四・八	〇・六三	〇・四一	
中部飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家塚	ポークEME	同	一三・二	三・六	三・四	三・八	〇・六八	〇・五一	
同	同	さわやか仕上	同	一八・五	七・一	二・八	四・〇	〇・八四	〇・五二	
J A 東日本くみあい飼料株式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開三丁目	J A 東日本くみあい飼料山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	極上肉牛M	同	一六・〇	三・二	六・四	四・九	〇・四五	〇・五五	
同	同	平見城肉牛育成用パワール	同	二一・二	二・八	六・九	六・七	一・一〇	〇・六二	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（湖沼調査）
- 二 測量の地域 精進湖及び河口湖
- 三 測量の期間 平成三十年五月一日から平成三十一年三月三十一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（湖沼調査）
- 二 測量の地域 山中湖及び本栖湖
- 三 測量の期間 平成三十一年五月一日から平成三十二年三月三十一日まで